

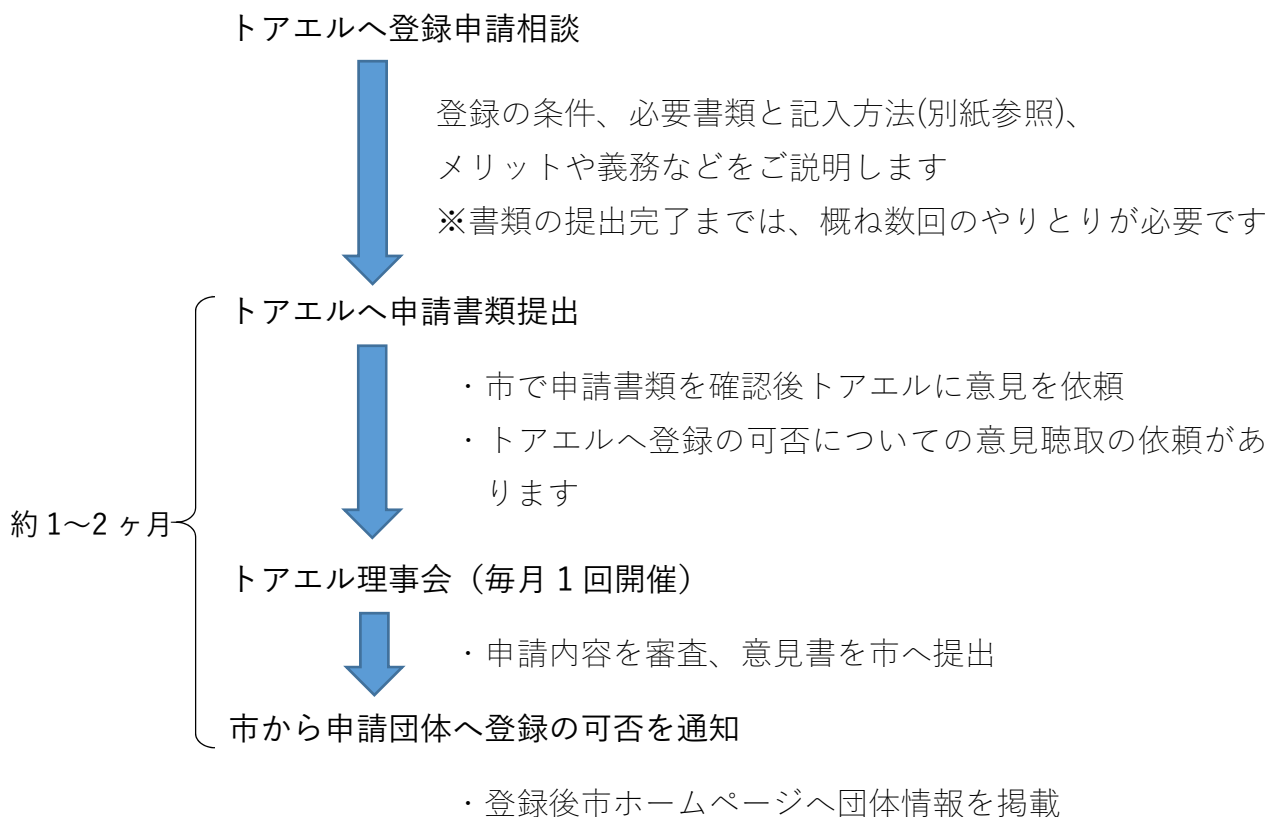
池田市公益活動登録団体 登録申請について

申請についての相談はトアエルにて随時受付していますが、電話で予約の上ご来館下さいますようお願いいたします。(TEL072-750-5133/日曜、月曜、祝日は休館)

☆登録の対象団体(基本的な条件)

5人以上の構成員がある/概ね1年の活動実績がある/規約もしくは会則を有する等

☆登録までの流れ



※申請において虚偽の記載等があった場合は、登録を取り消されることがあります

☆登録の効果及び義務

1. 市の事業受託が可能
2. 共同利用施設、コミュニティーセンター等の利用に関し、設置目的に反しない限りで、使用料の減額・免除を受けられる
3. 公益活動助成金交付の申請ができる
4. インターネット等で関連情報が公開される
5. 市へ協働事業の提案が行える
6. 登録後は毎年6月30日までに前年度の活動報告書(事業報告、決算報告)を提出しなければならない